

那珂川町郵便入札実施要領

(趣 旨)

第1条 この訓令は、那珂川町契約規則（令和6年那珂川町規則第6号。以下「契約規則」という。）第12条第2項に規定するもののほか郵便入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の公告等)

第2条 郵便入札により入札を執行する場合の公告は、契約規則第5条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。ただし、指名競争入札によるものについては、指名通知書により当該指名業者に通知するものとする。

- (1) 郵便入札の指定
- (2) 入札書を郵便で送るための封筒の様式
- (3) 入札書の郵送方法
- (4) 入札書の到着期限日
- (5) 入札書の送付先
- (6) 開札時の立会人の選定
- (7) その他必要と認める事項

2 前項第3号の入札書の郵送方法は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便による馬頭郵便局留とする。

(入札に係る費用の負担)

第3条 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は1回とする。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退することができるものとする。

2 入札を辞退する場合には、到着期限日までに入札辞退届を総務課に持参するか、第

2 条第 2 項に規定する方法により提出するものとする。

(入札の中止)

第 6 条 到着期限日までに到着した入札書が 2 通に満たないときは、入札を中止することが出来るものとする。

(入札の無効)

第 7 条 那珂川町建設工事等執行規則（平成 17 年那珂川町規則第 114 号）第 8 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一の封筒に 2 枚以上の入札書を入れた入札
- (2) 一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便以外で郵送された入札
- (3) 指定された様式以外の封筒を使用した入札
- (4) 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について積算内訳書が同封されていない入札
- (5) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札
- (6) 封筒に記載の案件名又は差出人名と同封された入札書の案件名又は入札者名が相違する入札
- (7) 封筒に案件名又は差出人名が記載されていない入札
- (8) 入札書が到着期限日を過ぎて到着した入札

(開 札)

第 8 条 到着期限日までに提出された入札書の開札は、公告等により指定した日時及び場所において入札参加者の中から選定した立会人 2 人を立ち会わせて執行するものとする。

2 開札時の立会人は、以下により選定するものとする。

- (1) 入札執行者は、同一の日に関札される入札の入札参加者から抽選により 2 人を選定するものとする。
- (2) 入札執行者は、立会人を選定したときは、文書又は口頭により通知するものとする。
- (3) 立会人は、複数の入札の立会人を兼務することができるものとする。

- (4) 立会人として選定された者は、立会いに協力するものとする。ただし、入札執行者が特に認めたときは、その限りでない。
- (5) 立会人以外の入札参加者が当該開札への立会いを求めたときは、これを認めるものとする。
- (6) 代理人が出席する場合は、立会人委任状（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。
- (7) 入札日において立会人が 2 人に満たないときは、当該入札の入札参加者から立会人を選定し補充するものとし、それによっても 2 人に満たないときは、当該入札に関係のない職員を立会人とするものとする。

（立会人の役割）

第 9 条 立会人の役割は以下のとおりとする。

- (1) 入札参加者の確認
- (2) 封筒が開封されていないことの確認
- (3) 入札書及び積算内訳書の内容確認
- (4) 無効となる入札書の確認
- (5) 落札業者及び落札金額の確認
- (6) 立会人署名簿（別記様式第 2 号）への署名

（くじによる落札者の決定）

第 10 条 入札執行者は、落札者となるべき同価入札をした者が複数あるときは、落札者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、別に定める日時及び場所において、くじにより落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札の延期等）

第 11 条 入札執行者は、郵便入札において、事故が発生し、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができるものとする。

(入札結果)

第12条 入札執行者は、郵便入札により落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに入札結果を那珂川町公式ホームページ及び総務課にて閲覧に供するものとする。

(補 則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第8条関係）

立 会 委 任 状

年 月 日

那珂川町長 あて

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

⑨

私は、住所

氏名

を代理人と定め、

年 月 日に開札される工事番号

の入札の開札立会いに関する一切の権限を委任します。

代理人

⑨